## 日本史 後期中間試験

- (1) 廃藩置県
- (2) 家禄
- (3) 賞典禄
- (4) 秩禄
- (5) 武士のプライドから看板を出さなかったから
- (6) 士族の商法
- (7) 士農工商
- (8) 学校を建てたりするのにお金を使いたかったから。
- (9) 秩禄奉還の法
- (10) 金禄公債証書
- (11) 秩禄処分
- (12) 廃刀令
- (13) 不平士族
- (14) 佐賀の乱
- (15) 征韓論に敗れて下野した前参議・司法郷の江藤新平と約 12000 名
- (16) 敬神党の乱
- (17) 肥後藩士族の国学や神道を基本とした教育を重視する派閥の一部
- (18) 太田黒伴雄を中心とした熊本県士族約 190 名
- (19) 熊本鎮台
- (20) 地方を守るために駐留している軍隊
- (21) 熊本鎮台兵
- (22) 秋月の乱
- (23) 宮崎車之助ら旧秋月藩士約 230 名
- (24) 熊本鎮台兵
- (25) 前参議の前原誠一を率いる山口県士族数百名
- (26) 県庁
- (27) 広島鎮台兵
- (28) 西南戦争
- (29) 西郷隆盛と鹿児島の私学校生徒約3万人
- (30) 政府軍約6万人
- (31) 約8ヶ月間

- (32) 加賀藩で参勤交代の費用の計算と海軍省で求められている仕事が似ていたから。
- (33) 15%
- (34) 3万円
- (35) 身分費用
- (36) 海軍の制服
- (37) 洋服がとりいれられてからまだそんなにたっていなかったから
- (38) 土地をかって地主をやる
- (39) 60 円
- (40) 官僚軍人になってほしかった
- (41) 子供に字を書かせ、郵便で送らせて採点した。
- (42) 島田一郎
- (43) 石川県士族
- (44) 子供に学問をさせて、海軍に入れてほしい
- (45) 由緒、家柄
- (46) 身分が下がったことや藩がなくなり評価されなくなったから
- (47) 実力
- (48) 昭和天皇実録
- (49) 宮内庁
- (50) 24年
- (51) 昭和天皇の公式の伝記
- (52) ある人は、「国民を思い、戦争中も平和を求めていた。」といい、ある人は「保身のために国民を犠牲にしていた。」と評価していた。
- (53) 戦争責任
- (54) 1941年12月8日
- (55) 1945年8月15日
- (56) じり貧論
- (57) 臥薪嘗胆
- (58) 目的達成のために努力・苦心を重ねること。
- (59) 軍令部の最高責任者で、勅命を各部隊に伝達し、作戦を統率する階級
- (60) えと・かんし
- (61) 十干十二支
- (62) 癸卯
- (63) みずのとう・きぼう
- (64) 甲辰
- (65) きのえたつ・こうしん
- (66) 丙犬
- (67) ひえのいぬ・へいじゅつ
- (68) 丁亥

- (69) ひのとい・ていがい
- (70) 60 ある干支を一回りした年齢
- (71) 人を呪い殺すために丑の刻に神社の裏で藁人形にトンカチで五寸釘を打ち付ける儀式
- (72) 子午線は南北を結ぶ線という意味で、干支では北を「子」、南を「午」とするから。
- (73) 甲子の年である 1924 年に作られたから。「甲子」は干支のはじめで縁起がいいとされているから。
- (74) 大勝利はもちろん、勝つかどうかもおぼつかない
- (75)「ただ今研究中のため、いずれ申し上げます」
- (76) 陸軍の作戦を総括する役職
- (77) 5ヶ月
- (78) 陸軍大臣
- (79) 支那事変
- (80) 速戦即決
- (81)「支那の奥地が開けて広大でありますため、予定通り作戦が進みませんでした。
- (82)「支那の奥地が広大というなら、太平洋はもっと広いではないか。どのような確信があって 5 ヶ月というのか。」
- (83) 統帥権
- (84) 230 万人
- (85) 80 万人
- (86) 1945年8月
- (87) 餓死
- (88) 病気
- (89) 自殺
- (90) 70%
- (91) 制海、制空権を喪失し、物資の補給ができなかったから
- (92) 軍備品の輸送や補給をすること
- (93) 年寄りによる若者いじめがあったから
- (94) 無条件降伏
- (95) 一擊講和論
- (96) 運命をかけて大勝負をして勝利し、少しでも有利な条件で講和に持ち込むこと
- (97) 武装解除と戦争責任者問題
- (98) 木戸幸一
- (99) 木戸孝允
- (100) 最高の側近
- (101) 東京大空襲
- (102) 皇族へ「無条件降伏と戦争責任者への処罰以外は、戦争終結の条件として考えられる。」
- (103) ヒトラーの自決
- (104) 外務大臣へ「早期終戦を希望する。」

- (105) 御前会議で徹底抗戦と本土決戦が決定された
- (106) 持たない
- (107) 天皇は立憲君主であり、大日本帝国憲法で決められていたことは守る必要があったから。
- (108) 輔弼
- (109) 明治憲法の概念で、天皇の行為や決定に進言し、その結果に責任を負うこと。
- (110) できない
- (111) 会議前の質問
- (112) 反対されるとわかっていたから。
- (113) 懇談
- (114) 政府・陸軍・海軍はそれぞれ責任があるが、ほかに対しては責任を持たなかったから。
- (115) ポツダム宣言
- (116) 宣言に名前のなかったソ連による仲介と具体的な期限の記載がないことによる返事の先延ばし
- (117) ポツダム宣言に記されていた条件ではなく、選択の余地はなかった。かつ、ソ連はヤルタ秘密協定で対日参戦や南樺太、千島列島の譲渡、旅順、大連の自由港化を約していたから。また、返事は迅速にと記載されていたから。
- (118) 広島への原爆投下
- (119) ソ連の日本への宣戦布告
- (120) 和平工作の完全失敗
- (121) いいえ
- (122) 広島への原爆投下
- (123) 長崎への原爆投下
- (124) ポツダム宣言の受諾
- (125) 国家の体裁に対する考えが人によって違ったから。
- (126) 将来発展する根基
- (127) 鈴木貫太郎が御前会議で天皇の意見を聞くことを決定し、天皇が憲法に違反しない形で終戦という聖断をした。
- (128) 天皇の具体的な発言が記載されておらず、戦争に対する積極的な発言とみなされるものは消されている ように見える。実録に書かれていないことは歴史的事実とみなされなくなる可能性がある。そして、そ れらは忘れ去られてしまう可能性がある。
- (129) 史料批判を行い、事実関係を確認する
- (130) 戦争の記憶の継承における到達点と欠落点